

自治基本条例素案（第2次骨子案）市民意見交換会で出された意見・質問
（参加者 67 名、意見 42 件）

1 全般について

- ①この制定のきっかけは、市長かそれとも市民か。
- ②市との相互協定とは、具体的にどういうものか。
- ③条例は、最終的にいつ決まるのか。
- ④この条例が成立する見込みはどのくらいあるのか。
- ⑤100の自治体でつくっているとのことだが、独自の規定はあるのか。
- ⑥市民意見交換会について、お知らせいただいたけれど、関係ないと思っていた。市民の方が小平市のことを思って活動しているのを知り、びっくりした。条例になるのを楽しみにしている。
- ⑦御苦労されたことは理解できるが、市長が議案を提出するというのであれば、議会で修正されるということもあるのではないのか。
- ⑧先日の議会報でも、当初予算の審議で、否定的な意見が述べられていた。どのように条例化された際の実効性を高めていくのか。
- ⑨これが、制定されたことが日常生活の中で実感できるような取り組みを期待したい。
30代の自分にとって、市政に関心はあっても、仕事もあり、なかなか関わる時間がない。そういう市民は、数多くいると思う。こういうことは、継続していけば、実際にまちが変わってくるのではないか。それが見えるような形に、窓口で実感するとか、ホームページのアクセスがよくなるといったように、なることを期待したい。

2 内容について

1) 第2条（自治の基本理念とその実現）

- ①2条等にある信託するという言葉の意味は

2) 第3条（定義）

- ①市民、市民等について。15条は市民等となっている。10条、28条は市民となっているが、その使い分けについては、どのようにしているのか。
- ②市民については、幅広にとらえた方がいいのでは。
- ③税は、市民が負担するのであり、参加ということについても基本的には市民といことで考えた方がいいのではないか。市民等というのも望ましいが、まず、市民というカテゴリーでやるということではないか。コミュニティということは、市民等でいいと思うが、市政ということであれば、まず市民でいいと思う。

3) 第8条（男女共同参画社会の形成の推進）

- ①8条「推進に努めます」は努力義務なので、「形成を推進します」にして欲しい。

②8条が入ったことは評価するが、「推進に努めます」ではなく、「推進します」にして欲しい。

4) 第10条 (参加の対象)

①10条除外規定は、全国的にどのくらいの割合で規定されているのか。

税等に関しても市民参加は必要と思う。

②小平市では、過去、保育料が高いということで、それを理由に転出するケースがあった。

財政の自治ということを考えていく必要があるのでは。

5) 第14条 (市民投票制度)

①市民投票は、直接請求と比べて、市民にとって使いやすいものになっているのか。

②市民投票は、条例を別に定めるとあるが、誰がいつ頃までに定めるのか。

③市民投票は、骨子案には、もう少し具体的な規定があったが、なぜ変わったのか。

④市民投票という制度は、今日初めて知ったが、普通の選挙よりも投票できる者の範囲は広いのか。外国人はどうか。

⑤協議の経過を伺って理解したが、住民投票と市民投票という言葉の違いで、誤解が生じることがあると思う。

⑥市民と市民等、それと市民投票についてわかりやすく説明してほしい。住民投票との違いはあるのか。

6) 第15条 (コミュニティ活動)

①コミュニティという言葉の定義は、どういう概念で、そういうところまで広げているのか。少し唐突に思うが。

②コミュニティとは、地域をさしているのか。

③コミュニティの活動の支援となっているが、これは市民活動の支援ということではまずいのか。地域というのは漠然としているのでは。

④市民活動とコミュニティ活動の違いは。15条では、市内のそれぞれの地域でとなっているその理由は。

7) 第19条 (市議会議員の責務)

①政策提言と政策立案というのは、現状の議会を考えると無理なのではないのか。

8) 第21条 (市職員の責務)

①市長はいいが、職員にまで触れているのは、問題ないのか。たしかに、職員は、4、5年で異動して、異動したばかりでわからないと窓口で言われたことがあり、勉強してもらいたいと思ったことはあるが。

②市の職員はこの条例の制定でどう対応することになるのか。

9) 第 23 条 (行財政運営の基本原則)

① 23 条で、「市民の意向を的確にとらえ」とあるが、市はそれを具体的に考えていかなければならないと思う。そういったことを検証する場というのはあるのか。

10) 第 24 条 (長期総合計画)

① 24 条には、いまどのようなものが挙げられているのか。

11) 第 26 条 (情報の共有)

① 申請主義は、年をとってくると情報に疎くなる。市は、そういう情報の出し方にも配慮してもらいたい。

② 26 条に各種の情報とあるが、32 条には、財政状況の公表には、一部事務組合等が入っているが、この情報の共有の規定には、なぜ含まれないのか。

12) 第 29 条 (行政評価)

① 行政評価は、現実には実施しているのか。外部監査的な機能はあるのか。

13) 第 32 条 (財政のあり方)

① 25%以上出資しているというのは、何を基準としているのか。

14) 第 33 条 (国、都との関係)

① 33 条の国や都の関係というのは、どれほど実効的なのか疑問。

15) 第 37 条 (条例の位置づけ)

① この条例を制定しても、強制的な最高規範的なものではない。条例に反した場合のことを考えると、どれだけ現実的なのか疑問。最高規範性が必要なのではないか。

② 条例の位置づけを、なぜ最高規範性としないのか。

16) 第 38 条 (条例の見直し)

① 見直し規定。10 条で規定されているからかもしれないが、ここにパブコメをした上で改正するとした方がいいのではないか。市民が知らない間に改正されるということもあり得るのではないか。

② いいものができても、たとえば選挙で市長が変わってしまうことも考えられるので、38 条で、たとえば、市民が要求して変える等の改正するときの条件を入れた方がいいのではないか。

③ 38 条で、年限を入れる必要はないと思うが、市民がつくったものだから、市民が変えるといったときに変えるといった 1 項があった方がいいと思う。